

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成29年10月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	北道地区	平成29年1月13日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	池下地区	平成29年3月1日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	久保畑地区	平成29年3月21日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	下原3号地区	平成29年3月1日
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	百々地区	平成29年2月24日
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	有明畑かん地区	平成29年3月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業)	乙丸地区	平成28年12月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業)	合名地区	平成29年3月24日
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業)	加儀田地区	平成29年5月15日
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	岩鍋池地区	平成29年1月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	胡麻地地区	平成29年1月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	上野下地区	平成29年3月16日